

## 図表 休業支援金・給付金の概要

2021年3月現在

### I 対象者

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、
- (1) 令和2年4月1日から緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに事業主が休業させた中小企業の労働者
  - (2) 令和2年4月1日から6月30日まで及び令和3年1月8日以降（令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県はそれぞれの要請の始期以降）に事業主が休業させた大企業のシフト労働者等
- のうち、休業期間中の賃金（休業手当）の支払を受けることができなかった労働者

### II 支援金額の算定方法

$$\left( \text{休業前の1日当たり} \begin{cases} \text{平均賃金} \times 80\% * \\ \end{cases} \right) \times \left( \text{各月の日数} - \text{就労した} \begin{cases} \text{又は労働者の事情で休} \\ \text{んだ日数} \end{cases} \right)$$

注1：休業前賃金は、休業開始前6か月の賃金のうち任意の3か月の賃金の合計額を90で除して求めます。

注2：\*は、大企業にお勤めの方は、令和2年4月1日～6月30日の休業の場合は、60%

注3：「休業前賃金日額×80%」の上限額は11,000円

### III 申請期限

対象者	休業した期間	申請期限
(1)	令和2年10月～12月	令和3年3月31日（水）
	令和3年1月～4月	令和3年7月31日（土）
(2)	全対象期間	

※中小企業の労働者が令和2年4月～9月に休業した場合であっても、

i 10/30に公表したリーフレットの対象者は、

令和3年3月31日（水）までに、

ii 既申請分の支給（不支給）決定に時間がかかり、次回以降の申請が期限切れとなる方は、支給（不支給）決定が行われた日から1か月以内に申請があれば、制度を知った時期にかかわらず受付可能。